

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成27年(2015年)6月26日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 6月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 6月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】債務者が異議をとどめないで指名債権譲渡の承諾をした場合において、譲渡人に対抗することができた事由の存在を譲受人が知らなかったとしても、このことについて譲受人に過失があるときには、債務者は当該事由をもって譲受人に対抗ことができると判示(平成27年6月1日最高裁平成26年(受)第1817号)

【2】本号掲載判例【1】と同旨(平成27年6月1日最高裁平成26年(受)第2344号)

【3】Aの土地売却でX(Aの包括承継人)の所有地が準袋地となったため、本件土地所有者Yに囲繞地通行権の確認等を求めた事案。土地売却で利益を得たXの主張は権利の濫用とした原審判断を取消し、囲繞地通行権の取得は法の予定するところとして、Xの請求を認容(平成26年4月23日高松高裁平成25年(ネ)第359号)

【4】Xはブログの記事で自らの権利を侵害したとする者を特定するため、本件記事投稿者と同ブログへ数度アクセスした本件契約者が同一人物である可能性がある等としてY社に同契約者の氏名等の開示を求めた事案。本判決はXの推定には証拠がないとしてXの請求を棄却(平成26年9月9日東京高裁平成26年(ネ)第2593号)

【5】被相続人Aの公正証書遺言につき、遺言作成時Aは認知症と診断されており、複雑な相続内容について公証人が病臥していたAの顔面に案文をかざして確認を求めた方法は、遺言者の真意の確保のために必要とされる「口授」があったとは言えない等とし無効とした(平成26年11月28日大阪高裁平成26年(ネ)第1105号)

【6】Aの妻XはクラブのママYに対し、YとAの間の継続的な不貞行為等を理由に慰謝料等の支払いを求めた。Yの行為は典型的な「枕営業」で売春婦と同様顧客の性欲処理に商売として応じたに過ぎず婚姻共同生活の平和を害するものではないとしてXの請求を棄却(平成26年4月14日東京地裁平成25年(ワ)第34252号)

【7】催告期間満了時点で建替えに参加するか否か判明しない者について、「区分所有法63条4項に規定する建替えに参加しない旨を回答した区分所有者」に当たるとして、同人に対する円滑化法15条に基づく売渡請求が認容された事例(平成27年1月26日東京地裁平成25年(ワ)第31372号)

【8】Xの建物の賃貸借契約につき本件手付契約を済ませたのち本契約締結を拒絶したYの行為の違法性が問題になった事案。Yは手付金放棄、解決金支払等を提案しており、上記解約権の行使及び賃貸借契約の締結拒絶が信義則に反するとは認められないと判断された(平成27年1月28日東京地裁平成26年(ワ)第4763号)

(商事法)

【9】保険契約失効後復活した場合の責任開始期は、保険会社Yが延滞保険料受領日とする条項に基づき、Yは同日から2年以内に自殺した亡Aの保険金支払について自殺免責を主張したが敗訴。控訴審では、権利の濫用・信義則違反もないとして、Yの自殺免責を認容(平成24年7月11日東京高裁平成23年(ネ)第6129号)

(知的財産)

【10】商標の不使用を理由とする当該登録の取消審決がなされたため当該商標権者が同審決の取消を求めた事案。取引書類に本件商標を付した商品写真を掲載してこれを展示しているのは本件商標と社会通念上同一の商標を使用していたといえりとし審決を取消した事例(平成25年1月10日知財高裁平成24年(行ケ)第10250号)

【11】控訴人作成の設計図に基づき被控訴人らがAの建替え後の建物を制作したことは、控訴人図面の著作権の侵害に当たるとして、被控訴人らに損害金の支払を求めた事案。原判決は同図面に著作物性はないとして請求棄却、控訴審においても原審が維持された(平成27年5月25日知財高裁平成26年(ネ)第10130号)

【12】原告である特許出願人が拒絶査定不服審判の拒絶審決の取消しを求めた事案であって、刊行物2発明には本件発明の構成に変更する動機づけがあるとする被告の主張は後知恵的な発想として当業者が容易に発明できたとした審決を取消した事例(平成27年5月27日知財高裁平成26年(行ケ)第10150号)

【13】被控訴人(新聞社)が控訴人に対し、同人が出版する本件書籍の発売等頒布の差止を求めたところ、両者間で本件書籍の出版契約が成立したとは認められないとして、被控訴人の請求を認容。これを不服として控訴人が控訴したが棄却された(平成27年5月28日知財高裁平成26年(ネ)第10103号)

【14】原判決は、特許査定を担当審査官に重大な手続違背があったとして被控訴人の本件特許査定の取消請求を認容したが、本判決は審査官が実質的に審査せずに本件特許査定をしたとは認められない等として、被控訴人の請求を却下した(平成27年6月10日知財高裁平成26年(行コ)第10004号)

(民事手続)

【15】事業主から「業務委託契約」終了を通知された申立人が労働契約上の地位確認、未払賃料の支払等を求めて労働審判の申立をした事案。原裁判所は個別的労働関係民事紛争に該当しないとして申立を却下したが、抗告審が原決定を取消し原裁判所に差戻した事例(平成26年7月8日大阪高裁平成26年(ラ)第505号)

【16】証券会社への損害賠償訴訟を提起した者が、訴訟中に同社が財務局に提出する業務改善報告書作成のために準備した文書等につき文書提出命令を申し立てた事案。監督官庁から報告又は資料の提出を命じられることもあるとして、自己利用文書性が否定された(平成26年8月8日東京高裁平成26年(ラ)第1470号)

(刑事法)

【17】「原動機付自転車を運転して自転車道を通行した」として起訴された略式命令が確定したが、検事総長が非常上告した事案。当該道路は自転車専用通行帯であり自転車道ではなく、事実認定は罪とならないものであるとして、原略式命令を破棄し被告人は無罪とされた(平成27年4月20日最高裁平成26年(さ)第1号)

【18】公判前整理手続で明示された主張に関しその内容を更に具体化する被告人質問等を刑訴法295条1項により制限することはできないとされた事例(平成27年5月25日最高裁平成25年(あ)第1465号)

【19】妄想性障害に罹患していた被告人が実行した殺人、殺人未遂等の事案につき、事理弁識能力及び行動制御能力が著しく低下していたとまでは認められないとする原判決が是認された事例(平成27年5月25日最高裁平成25年(あ)第729号)

【20】暴力団から脱退しようとしたXがB警察署に保護を求めたところ、B署警察官が暴力団の脱退妨害に対し必要十分な保護をしなかったとして山梨県に国家賠償法に基づき慰謝料等を請求した事案。原判決はXの主張の一部のみ容認したためXが控訴したが、棄却された(平成26年10月20日東京高裁平成26年(ネ)第2201号)

(公法)

【21】匿名組合契約に基づき航空機のリース事業に出資をした匿名組合員が、当該契約に基づく損失の分配を不動産所得に係るものとして所得税の申告をしたことにつき、国税通則法65条4項にいう「正当な理由」があるとされた事例(平成27年6月12日最高裁平成24年(行ヒ)第408号)

(社会法)

【22】労災保険法に基づく療養補償給付を受ける労働者が療養開始後3年を経過しても疾病等が治らない場合、使用者は労働基準法81条の規定による打切補償を支払うことで解雇制限の除外事由を定める同法19条1項ただし書の適用によって当該労働者を解雇できると判示(平成27年6月8日最高裁平成25年(受)第2430号)

【23】Y経営のA病院勤務の看護師Xは、HIV陽性と診断されたが、その情報を得たA病院の医師らがYに勤務を休むよう指示したことの違法性等に基づき、Yに損害賠償を請求。1審、2審ともYの賠償責任を肯認したが、控訴審では賠償額が減額された(平成27年1月29日福岡高裁平成26年(ネ)第692号)

【24】急死したトラック運転手Aの死亡前6ヶ月間の平均時間外労働時間数が1ヶ月平均80時間を超えていることや勤務時間帯の一部は深夜であること等から業務起因性を認め、療養補償給付、遺族補償給付等の支給を認めなかった労働基準監督署長の処分を取消した事例(平成26年10月1日福岡地裁平成24年(行ウ)第36号)

(その他)

【25】弁護士会X2は郵便事業を営むYにいわゆる23条照会を行ったが、Yがこれを拒否したため損害賠償請求を主位的請求とし本件23条照会に対する報告義務があることの確認請求を予備的請求として追加したところ、1万円の範囲で弁護士会X2の無形損害を認めた事例(平成27年2月26日名古屋高裁平成25年(ネ)第957号)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最二判平成27年6月1日 最高裁HP

平成26年(受)第1817号 不当利得返還請求事件(破棄差戻)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/133/085133_hanrei.pdf

(裁判要旨)

債務者が異議をとどめないで指名債権譲渡の承諾をした場合において、譲渡人に対抗することができた事由の存在を譲受人が知らなかったとしても、このことについて譲受人に過失があるときには、債務者は、当該事由をもって譲受人に対抗することができる。

(理由)

民法468条1項前段の趣旨は、譲受人の利益を保護し、一般債権取引の安全を保障することにある(最高裁昭和42年(オ)第186号同年10月27日第二小法廷判決・民集21巻8号2161頁参照)。そうすると、譲受人において上記事由の存在を知らなかったとしても、このことに過失がある場合には、譲受人の利益を保護しなければならない必要性は低いというべきである。実質的にみても、同項前段は、債務者の単なる承諾のみによって、譲渡人に対抗することができた事由をもって譲受人に対抗することができなくなるという重大な効果を生じさせるものであり、譲受人が通常の注意を払えば上記事由の存在を知り得たという場合にまで上記効果を生じさせるというのは、両当事者間の均衡を欠くものといわざるを得ない。

(2) 最二判平成27年6月1日 最高裁HP

平成26年(受)第2344号 不当利得返還請求事件(棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/134/085134_hanrei.pdf

(裁判要旨)

債務者が異議をとどめないで指名債権譲渡の承諾をした場合において、譲渡人に対抗することができた事由の存在を譲受人が知らなかったとしても、このことについて譲受人に過失があるときには、債務者は、当該事由をもって譲受人に対抗することができる。(最二判平成27年6月1日(上記本号(1)判例と同旨))

(3) 高松高判平成26年4月23日 判例時報2251号60頁

平成25年(ネ)第359号 通行権確認等請求控訴事件 取消(上告・上告受理申立て(上告棄却・不受理))

本件は、徳島県所在の土地を所有するXが県道に接しているが高低差があるため直接行き来できないとし、本件土地を所有するYに対し自動車による通行を前提とする囲繞地通行権の確認等を求めた事案である。原審はXの被相続人であるAが自己所有地に製紙会社の導水管が埋設されていたため同社に土地の買い取りを迫り高額で売却したため準袋地が発生したとし、Aが高額な対価を得て自ら通行できなくなる状況を作出したのであるから通行権を主張することは権利の濫用として許されないと請求を棄却したためXが控訴した。

本判決は、X所有の土地はAが本件土地を譲渡したことにより生じた準袋地であり、Aの包括承継人であり土地の所有者であるXは、本件土地につき囲繞地通行権を有し、昭和62年以前から継続して自動車による通行に用いられてきたことをふまえ、自動車による通行を前提とするものと認めるのが相当であるとした。準袋地はAが作出したものであることは否めないが土地の譲渡により自ら準袋地を作出した者が譲渡地に囲繞地通行権を取得することは法の予定するところであり、権利の濫用になるとも言い難いとして原判決を取り消した上、Xの請求を認容した。

(4) 東京高判平成26年9月9日 判例タイムズ1411号170頁

平成26年(ネ)第2593号 発信者情報開示請求控訴事件(控訴棄却, 上告, 上告受理申立)

Xは、平成25年1月10日のブログの記事により権利を侵害されたとし、Y社に対し、同記事に係るIPアドレス等の開示を求めたところ、同アドレス等は不明であったが、代わりに、同月12日から26日までに同記事に4回に渡り同じIPアドレスでアクセスした記録があることが判明した。Xは 本件記事の投稿者と12日等にアクセスを行なった者(本件契約者)は同一人物である、 仮に同一人物でなくともプロバイダ責任法第4条1項の発信者情報を定める省令が規定する「その他侵害情報の送信に係る者」に当たるとして、Y社に対し、本件契約者の氏名又は名称、住所、電子メールアドレスの開示を求めた。本判決は、 については証拠がないとしてこれを認めず、 については、同項に定める開示請求の対象は開示請求者の権利侵害情報の発信者に限られ、「その他侵害情報の送信に係る者」についても、侵害情報の発信に関与している者に限られる、本件契約者が他の者と共同して本件記事を流通させる意思を有していることを認める証拠はなく、仮にその意思があったとしても開示請求の対象にはならないとし、開示請求を棄却した。

(5)大阪高判平成26年11月28日 判例タイムズ1411号92頁

平成26年(ネ)第1105号 遺言無効確認請求控訴事件,平成26年(ネ)第1895号 同附帯控訴事件(控訴棄却,附帯控訴棄却,上告受理申立(後申立取下))

被相続人Aは公正証書遺言を4回行なったところ,Aの子Xらは,同Yらに対し,Aが遺言能力を欠いている,あるいは適法な口授をしなかったとして無効確認を求めた。本判決は,最初の公正証書遺言は有効と認めたと,その余の遺言については,その内容が多額,多数,多様な相続財産を推定相続人全員に分けて相続させるものであり,これをAの意図どおりに実現するにはA自身が相続財産の種類や数,評価額等に加え従前の生前贈与等の遺留分に係わる事情も把握する必要があるため,相応の記憶喚起及び計算能力を必要とするところ,Aは当時多発性脳梗塞等の既往症があり認知症と診断されたこともあり,公証人が事前にAに対し遺言書の内容を確認せず,かつ,作成にあたり病室で横になっていたAの顔面に案文をかざすように見せながら項目ごとに確認を求め,Aがうなずいたり「はい」と返事をしたのみで遺言の内容を一言も発していない状況では,Aが遺言の内容を理解しそのとおりの遺言をする趣旨の発言であった否か疑問が残る等とし,この程度の発言をもって遺言者の真意の確保のために必要とされる「口授」があったとは言えない等とし,無効とした。

(6)東京地判平成26年4月14日 判例タイムズ1411号312頁

平成25年(ワ)第34252号 損害賠償請求事件(請求棄却,確定)

Aの妻Xは,クラブのママであるYに対し,YがAと間で7年余りに渡り継続的な不貞行為をしたこと等を理由に慰謝料等の支払いを求めた。本判決は,クラブのママが顧客と性交渉を反復・継続したとしても,それが「枕営業」であると認められる場合には,売春婦と同様に,顧客の性欲処理に商売として応じたに過ぎず,何ら婚姻共同生活の平和を害するものではないから,そのことを知った妻が精神的苦痛を受けたとしても不法行為は成立しないと,本件では,Aはクラブに月に1,2回は定期的に通う等しており優良顧客であったこと,そのような状態は不貞行為終了時まで続いていること,不貞行為の態様は,月に1,2回,主として土曜日に共に昼食を摂った後にホテルに行って性交渉をし,その終了後に別れるというもので「枕営業」における性交渉の典型的な態様に合致する上,Aがクラブを訪れる頻度と整合していたことから,当該性交渉は典型的な「枕営業」に該当するので,不法行為は成立しないと,請求を棄却した。

(7)東京地判平成27年1月26日 判例時報2253号94頁

平成25年(ワ)第31372号 所有権移転登記手続等請求事件(認容)

本件は,マンションの建替えの円滑化等に関する法律(以下,「円滑化法」という。)9条1項に基づき設立認可されたマンション建替組合であるXが,建替えに参加しない区分所有者Yに対して円滑化法15条に基づき売渡請求をし,専有部分の明渡し等を請求したことに対し,Yが,自身は「区分所有法63条4項に規定する建替えに参加しない旨を回答した区分所有者」(円滑化法15条1項)に当たらず,売渡請求の対象とし得ないとして争った事件である。

本件マンションのA管理組合法人(以下,「A管理組合」という。)は,平成24年3月12日,マンションの区分所有者集会を開催し,この集会で本件マンションの建替え決議(建物の区分所有等に関する法律(以下,「区分所有法」という。)62条1項,以下,「本件建替え決議」という。)が成立したが,Yは,決議に賛成しなかった。

A管理組合は,Yに対し,同月19日付催告書(区分所有法63条1項)により,到着後二ヵ月以内に,本件建替え決議の内容により参加するか否かを回答すべき旨を催告し,同催告書は同月20日に到達した。

Yは,記載欄中の「参加」に丸を付けたものの,本件建替え決議無効の確定判決を解除条件とする旨を付記して催告期間内に回答した。また,別途,A管理組合に対し,同趣旨の回答書を送付した(以下,「本件回答」という。)

Yは,平成24年4月頃,A管理組合に対し,本件建替え決議が無効であることの確認を求める訴えを提起し,平成25年3月5日,請求棄却の判決(平成25年6月25日控訴棄却判決,平成26年5月19日上告不受理決定,確定)がされた。

Xは,同年9月,Yが建替えに参加する旨の回答をしなかったとして,円滑化法15条1項に基づき,Yの区分所有権等の売渡しを請求した上,売買契約又は所有権に基づき,Yに対し,区分所有権等の時価相当額の支払と引換えに,専有部分の明渡し,所有権移転登記手続等を請求した。

本判決は,催告期間が満了した平成24年5月20日の時点では,YがAに対して提起した建替え決議無効確認訴訟は第一審係属中であつたところ,上記条件付の回答を行ったYは,結局のところ,建替えに参加するか否かについては,催告期間満了時点では判明しないことになると述べた上で,区分所有法63条1項から3項における建替え決議後の催告,回答期限,回答しなかった区分所有者に対するみなし規定を定めていることの趣旨は,建替え決議に賛成しなかった区分所有者のうち,催告期間内に参加の回答をした者が建替えに参加し,それ以外の者は建替えに参加しないことを二ヵ月の催告期間満了の時点で確定して,建替えに参加する者と建替えに参加しない者とを峻別し,建替えに参加しない者に対する売渡請求(同条4項)の手続を進めることを可能とすることにあると解され,本件回答のように建替えに参加するのかが催告期間満了の時点では判明しない内容の回答をしたことをもって,Yが催告期間内に建替えに参加する旨を回答したということは出来ないと判断し,「区分所有法63条4項に規定する建替えに参加しない旨を回答し

た区分所有者」(円滑化法15条1項)に当たるとして売渡請求が有効であると判示した。なお、「時価」(円滑化法15条1項)は、建替え決議の内容が予定されていることを前提とし、売渡請求の時点における区分所有権等の取引価格を客観的に評価した額であるとし、具体的に3360万円と算定し(Xの主張は2763万2000円)、Xの請求を認容した。

(8)東京地判平成27年1月28日 判例時報2253頁50頁

平成26年(ワ)第4763号 損害賠償請求事件(棄却(控訴))

本件は、建物賃貸借の契約締結拒絶の不法行為(手付放棄による解約の効力を含む)の成否が問題になった事件である。

X株式会社は、建物の建築を予定していたが、建物の一階部分につき、大手のコンビニエンスストア・フランチャイザーであるY株式会社と、平成24年6月29日、コンビニ店舗(ローソン、以下、「本件店舗」という。)として使用するため、具体的な内容を定めた上、近い将来賃貸借契約を締結するが、建築確認申請等調整事項があるためとし、締結後15日以内に手付300万円を支払うこと、締結後敷金に充当すること、Xは締結後直ちに契約に関連した準備作業を行うこと、前記調整後速やかに賃貸借契約を締結すること等を合意し(本件手付契約)、YはXに手付として300万円を支払った。

建物は、平成25年8月、完成し、同年9月、保存登記を経、Yの特別仕様による工事を完成する等して準備をしたが、Yは、同年10月24日、契約の締結をしない旨を明らかにし、本件手付契約を解約した(なお、その間、本件建物の近くに別のグループのコンビニ(セブンイレブン)の開店計画のあることが判明した)。

Xは、契約の締結拒絶に係る不法行為に基づき、Yに対して特別仕様工事代金等の損害につき損害賠償を請求した。

本判決は、各事実関係に照らした場合、本件手付契約が締結されるに至ったのには、本件建物の建築確認手続のみならず、本件店舗の開設に要する道路の切り下げ許可問題等の所要調整事項の存在があったこと、しかしながら、賃貸借契約が締結されたものではなく、また、本件手付契約には、手付解約権の行使時期につき、一定の行政許認可取得時との関係で限定する約定もなく、締結が予定された本件賃貸借契約の内容も三ヶ月予告などによる解約を可能とするなど拘束力の弱い契約であった。そのため、本件手付契約については、履行の着手が想定される本契約に付随した従たる契約ではなく、また、これに基づくYの解約権の行使についても、X主張のような制限があるとは認められるものではないと判示し、解除の効力を認めた。

また、Yは、平成25年10月8日、建物からわずか200メートルのところにセブンイレブンの出店計画があることが判明した後(Yの主張によれば、この新規出店により本件店舗の予想売上が月額226万3000円も減少するとのことである)、10月24日には本件手付契約を解約するとの意思表示を行った。そして、ローソン仕様工事により発生した費用892万5000円は手付金300万円では賅えないと主張するXに対し、Yは、11月15日、手付金300万円を放棄しただけでなく、それに加えて、解決金389万円の支払及び街灯移設費用105万円を負担することを提案(提案の実行はされていない)したことに鑑みれば、上記解約権の行使及び賃貸借契約の締結拒絶が信義則に反すると認められるものではない、と述べて、不法行為を否定し、請求を棄却した。

【商事法】

(9)東京高判平成24年7月11日 金法2018号82頁

平成23年(ネ)第6129号 保険金請求控訴事件(原判決取消・請求棄却)

本件は、被保険者を亡A、受取人を被保険者の法定相続人とする本件生命保険契約について、亡Aの配偶者であるBがその法定相続分の範囲で保険金受取請求権を取得し、これをBから譲り受けたというXが、保険会社Yに対し、本件生命保険契約に基づき、保険金1200万円及び遅延損害金の支払いを求める事案である。Yにおいて、本件生命保険契約には、責任開始期から2年以内の自殺は免責される(保険契約が失効した後、復活した場合の責任開始期は、Yが延滞保険料を受け取った日とする)旨の条項があるところ、本件生命保険契約は、失効し、その後、Aの復活の申込みとYの承諾に基づき復活しているが、Aが同日から2年以内に自殺しているため、Yは免責されると主張して、Xの請求を争い、Xにおいて、(1)上記失効条項は消費者契約法10条により無効である、(2)仮に無効でないとしても、Yが上記免責条項による免責を主張することは権利の濫用ないし信義則違反として許されないと主張している。原判決は、上記失効条項は消費者契約法10条により無効であると判断して、Aの自殺は当初の責任開始期から2年以上経過した後のことであるから、上記免責条項は適用されないとして、Xの請求を認容したところ、これを不服とするYが控訴した。

本判決は、(1)上記失効条項は履行の催告(民法541条)なしに保険契約が失効する旨を定める点において、任意規定の適用による場合に比し、消費者である保険契約者の権利を制限するものであるが、Yは、本件生命保険契約の締結当時、保険料支払債務の不履行があった場合に契約失効前に保険契約者に対して保険料払込みの督促を行う態勢を整え、そのような実務上の運用が確実にされていたと認められ、通常、Yの保険契約者は、保険料支払債務の不履行があったことに気付くことができると認められるので、上記失効条項は、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものには当たらず、消費者契約法10条により無効となるものではないとした。さらに、本判決は、(2)旧商法680条1項1号(

保険法51条1号)の趣旨に鑑みれば、復活の場合に自殺免責期間を再開させることに理論的合理性がないとはいえず、Yは、Aから復活を求められて復活に応じたのであり、復活の際に自殺免責期間が再開することについては、本件生命保険契約締結時にAに交付された約款に記載されているほか、復活の前提となる失効通知においても、表面に保険契約が失効した旨と案内文が記載された上で、裏面に複数の注意事項が記載されており、その内容は、失効通知を受けた保険契約者が、これらの注意事項等を検討した上で復活を求めるかどうかを検討できるものとなっているのであって、自殺免責期間が再開するかどうか、当時のAにとって、本件生命保険契約を復活させるかどうかの動機に関係したとは認められず、Xが挙げる事情は、いずれもYの自殺免責の主張が権利の濫用ないし信義則違反となることを基礎付ける事情とはいえないとして、上記免責条項による免責により、YにはAの死亡に基づく死亡保険金を支払う義務がないから、Xの請求は理由がないとした。

【知的財産】

(10)知財高判平成25年1月10日 判例タイムズ1411号239頁

平成24年(行ケ)第10250号 審決取消請求事件(認容,確定)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/897/082897_hanrei.pdf

イタリアの法人Xは、第14類の時計用具を指定商品に含む「LANCASTER」なる商標の商標権者であるところ、不使用を理由とする当該登録の取消審決がなされたため、同審決の取消しを求めた。本判決は、商標権は属地主義の原則に支配されその効力は当該国の領域内においてのみ認められるのが原則であるが、商標権者等が商品に付した商標は、同商品が転々流通した後も、当該商標に手が加えられない限りは、社会通念上は、当初、商品に付した者による商標の使用と解されるとし、本件ではXがXの時計に本件商標を付し、日本国内において、独占的販売店を通じて同時計に関する取引書類に本件商標を付した商品写真を掲載してこれを展示したものであるから、本件商標と社会通念上同一の商標を使用(商標法2条3号8号)していたということができるとし、審決を取り消した。

(11)知財高判平成27年5月25日 裁判所HP

平成26年(ネ)第10130号 著作権損害賠償請求控訴事件(原審・東京地裁平成25年(ワ)第2728号)(棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/124/085124_hanrei.pdf

控訴人が作成した設計図に依拠して被控訴人らがAの建て替え後の建物を制作したことは、控訴人が有する控訴人図面の著作権(複製権ないし翻案権)を侵害したと主張して、被控訴人らに対して損害金の支払を求めたところ、控訴人図面には著作物性があるとはいえないと判断して控訴人の請求をいずれも棄却した原判決を不服とした控訴審。

控訴人図面が、控訴人の専門的知識に基づき、控訴人からの提案や被控訴人らからの要望の聞き取り及び協議を経て設計事項が決定され、一級建築士としての控訴人の技術に基づいて具体的に作成されたものであることは控訴人の主張するとおりであり、控訴人図面に著作物性が認められるとしても、そのような過程を経て決定された設計事項は、本件では設計と条件とされたものであり、また、それ自体はアイデアの範疇に入るものであるから、これらの点が被控訴人図面と共通していることをもって著作権侵害が成立するものではない、として、本件控訴は棄却された。

(12)知財高判平成27年5月27日 裁判所HP

平成26年(行ケ)第10150号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/130/085130_hanrei.pdf

原告である特許出願人が拒絶査定不服審判の拒絶審決の取消しを求めた事案であって、刊行物2発明には本件発明の構成に変更する動機づけがあるとする被告の主張は後知恵的な発想であるとして、当業者が容易に発明できたとした審決を取り消した事案。

刊行物2発明は、移動体と物品保持部(物品載置台)との間及び移動体とステーション(加工装置)との間の物品の各移載手段を、単一の昇降移動手段で兼用し、構成の簡素化を図ることをその技術的意義とするものである。一方、相違点1に係る本件発明の構成は、移動体側に物品の昇降移動と横幅移動の双方の手段を兼ね備え、ロードポートと固定棚への物品移載手段を互いに異なる動作で行うものであり、単一の昇降移動手段で兼用しているものではない。そもそも刊行物2発明においては、物品載置台が揺動移動する構成となっており、移動体の直下に位置することが可能であるため、移動体の把持具は昇降移動のみで物品載置台との間の物品の移載が可能となるにもかかわらず、あえて把持具を水平方向に移動させる構成を追加する必要性がなく、そのような構成に変更する動機付けがあるとは認められない。

以上に対し、被告は、刊行物2発明のようなレイアウト構造を有するものにおいては、(1)物品載置台を把持具の真下に位置するよう横幅方向に移動させた上で把持具を下降させるか、又は、(2)移動体の把持具を物品載置台の真上

に位置するよう横幅方向に移動させた上で把持具を降下させるかは、単に二者択一的な動作を選択することで、業者ならば当然着想する技術思想であり、上記(1)の構造とした場合には、物品載置台の横幅方向の移動機能が不要になるため、これを固定式の物品載置台にできることも、業者には自明の事項にすぎないと主張する。しかし、刊行物2発明においては、把持具が、物品載置台だけではなく、加工装置との間でも単一の移載手段(昇降手段)を兼用することで構成を簡素化することを技術的意義とするものであり、上記(1)の構成をあえて(2)の構成に変更することの動機付けはないから、刊行物2発明において上記(2)の構成が上記(1)の構成と二者択一的とはいえないし、結局のところ同主張は後知恵的な発想であり、採用することができない。

(13)知財高判平成27年5月28日 裁判所HP

平成26年(ネ)第10103号 出版差止等請求控訴事件(原審・東京地裁平成24年(ワ)第29975号)(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/125/085125_hanrei.pdf

被控訴人(新聞社)が、控訴人に対し、本件書籍の発売等頒布は、新潮社から発行された、「会長はなぜ自殺したか-金融腐敗=呪縛の検証」と題する本件書籍について被控訴人が有する著作権(複製権、譲渡権及び翻案権)及び著作者人格権(同一性保持権、氏名表示権等)、さらに被控訴人の名誉権を侵害すると主張して、著作権法112条1項及び名誉権に基づき本件書籍の発売等頒布の差止めを求め、原判決は、被控訴人は本件書籍につき著作権及び著作者人格権を有すると認められるところ、本件出版契約書に係る契約(本件出版契約)が、被控訴人と控訴人との間で成立したと認めることはできない、として、本件書籍の発売等頒布の差止めを認容したため、控訴人が、原判決を不服として控訴した事案。

控訴人は、被控訴人は、無権限のDが、控訴人との間で折衝をみだりに行っていることを知り、又は知り得たのに、漫然と放置し、本件出版契約に関するDの行動を全く監督せず、被控訴人自ら著作権・著作者人格権侵害の原因を作り出し、被害を拡大したのであるから、使用者である被控訴人が、被用者であるDの上記不法行為の結果として控訴人が行った本件書籍の出版について差止請求をすることは、権利の濫用として許されない旨主張したが、控訴人は、被控訴人の法務部長Gから、本件出版契約の有効性に疑義があると指摘され、仮に同契約が有効であるとしても合意解除をしたい旨申入れを受けていたにもかかわらず、被控訴人からDへの本件出版契約の契約締結に係る代理権授与の有無について何らの調査確認もせず、一方的に本件書籍の発売等頒布に踏み切っているといった事実を鑑みれば、被控訴人が、本訴において、控訴人による本件書籍の出版について、差止請求をすることが権利の濫用に当たり許されないとまでいうことはできない、として、本件控訴は棄却された。

(14)知財高判 平成27年6月10日 裁判所HP

平成26年(行コ)第10004号等 行政処分取消義務付け等請求控訴事件、同附帯控訴事件 特許権 行政訴訟(原判決取消・特許査定取消請求は却下)(原審 東京地裁平成24年(行ウ)第591号)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/163/085163_hanrei.pdf

特許査定の担当審査官には補正が被控訴人らの真意に基づくものであるかどうかを確認すべき手続上の義務があったにもかかわらずこれを怠った重大な手続違背があるから本件特許査定は違法として取消しを免れないとして本件特許査定の取消しを求める被控訴人らの訴えを認容した原判決を取り消し、本件特許査定の取消しを求める訴えを却下した事案。

被控訴人らは、特許出願の審査において、誤って真意と異なる内容を記載した手続補正書を提出し、担当審査官は、本件補正を前提として特許査定をしたため、被控訴人らは、本件特許査定の違法を理由とする同処分の取消し等を求めたところ、原審は、本件特許査定の担当審査官には、本件補正が被控訴人らの真意に基づくものであるかどうかを確認すべき手続上の義務があったにもかかわらずこれを怠った重大な手続違背があるとし、本件特許査定は違法として取消しを免れないとし、本件特許査定の取消しを求める限度で、被控訴人らの請求を認容した。

これに対し、本件特許査定について、担当審査官による審査がされなかったか、実質的にこれと同視することができる場合であるかについて検討すると、担当審査官は、本件補正が審査基準に照らせば新規事項の追加に当たることについては、これを看過したといわざるを得ないが、本件補正後の本願発明が特許要件を具備しているかどうかについては、本願発明の進歩性、請求項の明確性、明細書のサポート要件及び実施可能要件について、それぞれ検討を経た上で本件特許査定に至ったと評価することができ、その検討過程や検討結果が、明らかに不合理であるとまでいうことはできない。このような担当審査官による審査の内容を全体としてみれば、それが、およそ審査の体を成すものではなかったとか、あるいは審査していないに等しいものであったと評価することはできないものというべきである。そして、担当審査官が新規事項の追加の点を看過したことによって、本件特許査定に係る特許が無効理由を含むこととなったとしても、その点は、無効審判請求における判断対象となるにとどまり、これによって直ちに、担当審査官が全く審査をせず、あるいは実質的に審査をしなかったのと同視すべき場合において本件特許査定をしたことが裏付けられるということとはできない。

以上によれば、担当審査官が、審査を全くすることなく、あるいは実質的に審査をしなかったのと同視すべき場合に

において本件特許査定を行ったと認めることはできない。

【民事手続】

(15)大阪高決平成26年7月8日 判例時報2252号107頁

平成26年(ラ)第505号 労働審判申立却下決定に対する抗告事件(取消・差戻(確定))

「業務委託契約」と称される契約を締結して事業主が開設する事業場において業務を提供していた者(申立人)が、事業主から契約関係の終了を通知されたことから、労働契約上の地位確認、未払賃料の支払等を求めて労働審判の申立をした。これに対し、原裁判所は、当該労働審判申立が労働審判法1条に規定する個別的労働関係民事紛争に該当しないとして申立を却下した。その抗告審において、裁判所は、「業務委託契約」と称される契約を締結したものの、申立人が提供する業務は事業主の開設する店舗内において顧客に対しリラクゼーション・ボディケアに関する施術を行うことであり、この施術は事業主が定める基本的なメニューが中心とされ、事業主の支払う報酬は時間毎に定められている部分が大部分を占めることが認められ、指揮監督関係や事業者性を基礎付ける事実関係の有無については評価が分かれる部分があるが、労働審判手続による解決を求めることが許容される蓋然性も否定できず、これについての一応の根拠が明らかにされているというべきであり、現段階において労働審判手続の申立が不合法であるとして直ちにその申立を却下することはできない、として、原決定を取り消し、事件を原裁判所に差し戻した。

(16)東京高決平成26年8月8日 判例時報2252号46頁

平成26年(ラ)第1470号 文書提出命令に対する抗告事件(抗告棄却)

証券会社の勧誘を受けて匿名組合型不動産投資ファンドに出資して損害を被った者が、証券会社に対し、ファンドの商品設計・運用が違法である、証券会社の従業員による出資勧誘に説明義務違反があるなどとして不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起し、同訴訟中に、財務局の発した業務改善命令に基づき証券会社が提出する業務改善報告書作成のための調査結果をまとめた文書及びその調査の際に営業員2名が提出した調査票について、文書提出命令申立をした事案において、証券会社が自己利用文書であり文書提出義務除外事由があると争ったが、裁判所は、自己利用文書が提出義務除外事由とされている趣旨を判示した上で、当該文書の作成、保存や提出が法的に義務付けられているかという点は外部に公開されることが予定されているか否かを判断する一資料になるにとどまり、それが不可欠の要件ではないと判示し、各文書は証券会社において業務改善報告書の作成・提出及び事後的検証のために作成したという経緯があり、その後も定期的に報告することが予定され、また、監督官庁から報告又は資料の提出を命じられることもあり得る状況が存在するのであって、証券会社が自ら利用するにとどまり監督官庁等の外部に公開されることが予定されていないとは言えないと判示し、自己利用文書性を否定し、原決定を維持した。

【刑事法】

(17)最二判平成27年4月20日 最高裁HP

平成26年(さ)第1号 道路交通法違反被告事件に係る略式命令に対する非常上告事件(原略式命令破棄,自判)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/131/085131_hanrei.pdf

(要旨)

自転車専用通行帯を自転車道と誤認して通行区分違反に当たるとしてされた略式命令に対する非常上告(事案)

被告人は、「自転車道の設けられている道路において、原動機付自転車を運転して自転車道を通じた。」旨の事実において、道路交通法違反の罪で起訴され、罰金6000円に処する旨の略式命令に付され、同命令は確定した。

検事総長が、非常上告した。

(判旨)

本件道路の部分は道路交通法2条1項3号の3に規定する自転車道に当たらず、公安委員会の意思決定により、自転車専用との道路標示がなされ、その旨の道路標識が設置された、自転車専用通行帯であり、被告人が本件車両を運転して自転車道を通じたとはいえないから、原略式命令の認定事実は罪とならなかったものといわなければならない、原略式命令は、法令に違反し、かつ、被告人のための不利益であることが明らかである。よって、本件非常上告は理由があるから、原略式命令を破棄し、被告人を無罪とする。

(18)最二決平成27年5月25日 最高裁HP

平成25年(あ)第1465号 詐欺被告事件(棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/122/085122_hanrei.pdf

(要旨)

公判前整理手続で明示された主張に関しその内容を更に具体化する被告人質問等を刑訴法295条1項により制限することはできないとされた事例

(事案)

被告人は、平成24年4月25日午後5時50分頃、和歌山市内の路上において、交通事故の被害者を装って金員を要求し、5000円の交付を受けた行為等で詐欺につき起訴され、第1審裁判所は、公判前整理手続に付した。

同手続上、弁護人は予定主張として、犯人性を否認し、「被告人は、本件公訴事実記載の日時において、犯行場所にはおらず、大阪市西成区内の自宅ないしその付近に存在した。」旨のアリバイの主張を明示したが、それ以上に具体的な主張は明示せず、第1審裁判所がその点につき釈明を求めたこともなかった。以上を受け、第1審裁判所は、本件公訴事実に係る争点の整理結果を「争点は、被告人が本件詐欺行為を行った犯人であるか否かである。」と確認した。

公判手続中、冒頭手続、冒頭陳述において被告人及び弁護人は、いずれも前記予定主張と同趣旨の陳述をするにとどまっていたところ、被告人質問において、被告人が、「その日時には、自宅でテレビを見ていた。知人夫婦と会う約束があったことから、午後4時30分頃、西成の同知人方に行った。」との供述をし、弁護人が更に詳しい供述を求め、被告人もこれに応じた供述を行おうとした(以下「本件質問等」という。)。これに対し、検察官が「公判前整理手続における主張以外のことであって、本件の立証事項とは関連性がない。」旨を述べて異議を申し立て、第1審裁判所は、異議を容れ、本件質問等を制限した。

なお、被告人は、最終陳述において、「平成24年4月25日午後4時30分から、20分ないし25分の間に、福祉で世話になった知人夫婦と話をしており、私から梅干しか蜂蜜の品物を送ったりしたという事実がある。私にはそういう現場に存在できなかったという事実もある。」旨の前記アリバイの主張の具体的な内容を陳述しており、第1審裁判所がこれを制限することはなかった。

(判旨)

公判前整理手続終了後の新たな主張を制限する規定はなく、公判期日で新たな主張に沿った被告人の供述を当然に制限できるとは解し得ないものの、公判前整理手続における被告人又は弁護人の予定主張の明示状況(裁判所の求釈明に対する釈明の状況を含む。)、新たな主張がされるに至った経緯、新たな主張の内容等の諸般の事情を総合的に考慮し、主張明示義務(刑事訴訟法316条の17第1項)に違反したものと認められ、かつ、公判前整理手続で明示されなかった主張に関して被告人の供述を求める行為(質問)やこれに応じた被告人の供述を許すことが、公判前整理手続を行った意味を失わせるものと認められる場合には、新たな主張に係る事項の重要性等も踏まえた上で、公判期日でその具体的内容に関する質問や被告人の供述が、刑訴法295条1項により制限されることがあり得るといふべきであるところ、本件質問は、主張明示義務に違反したものと、本件質問等を許すことが公判前整理手続を行った意味を失わせるものとも認められず、本件質問等を同条項により制限することはできない。

そうすると、検察官の異議申立てを容れて本件質問等を制限した第1審裁判所の措置は是認できず、原判決が同措置は同条項に反するとまではいえない旨判示した点は、同条項の解釈適用を誤ったものといわざるを得ない。

もっとも、被告人は、最終陳述において、アリバイの主張の具体的な内容を陳述しており、この陳述は制限されなかったことにより、前記法令解釈の誤りは判決に影響を及ぼすものではないという結論は相当であり、原判決に、判決に影響を及ぼすべき違法があるとはいえないから、上告を棄却する。

(19)最二判平成27年5月25日 最高裁HP

平成25年(あ)第729号 殺人、殺人未遂、現住建造物等放火被告事件(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/113/085113_hanrei.pdf

(要旨)

妄想性障害に罹患していた被告人が実行した殺人、殺人未遂等の事案につき、事理弁識能力及び行動制御能力が著しく低下していたとまでは認められないとする原判決が是認された事例

(事案)

被告人は、自宅に隣接する2軒の家屋内等において、親族を含む隣人ら8名を、順次、骨すき包丁で突き刺すなどして、7名を殺害し、1名に重傷を負わせた後、母親が現住する自宅にガソリン等をまいて放火し、全焼させた行為で、殺人、殺人未遂、現住建造物等放火の罪で起訴された。

第1審は、被告人が精神障害に罹患していたとは認められないとして完全責任能力を認め、被告人を死刑に処した。

。

被告人が控訴した。

原審は、被告人が妄想性障害に罹患していたとする五十嵐鑑定意見に基づいた上、同意見中、被告人が判断能力に著しい程度の障害を受けていたとする部分は合理性を欠くとして、本件犯行当時、被告人の事理弁識能力、行動制御能力が著しく低下していたとは認められないとする第1審判決には、十分な合理性があり、是認することができる」と判示し、控訴を棄却した。

被告人が上告した。

(判旨)

本件犯行は、被告人が数年来の計画どおりに殺害を遂行したものであって、その行動は、合目的で首尾一貫しており、犯行の動機も、現実の出来事に起因した了解可能なものであり、被告人が犯行当時爆発的な興奮状態にあったことをうかがわせる事情も存せず、被告人は、妄想性障害のために、被害者意識を過度に抱き、怨念を強くしたとはいえようが、同障害が本件犯行に与えた影響はその限度にとどまる上、被告人の妄想の内容は、現実の出来事に基礎を置いて生じたものと考えれば十分に理解可能で、これにより被害者意識や怨念が強化されたとしても、その一事をもって、判断能力の減退を認めるのは、相当とはいえないから、被告人の事理弁識能力及び行動制御能力が著しく低下していたとまでは認められないとする原判決は、経験則等に照らして合理的なものといえるから、上告を棄却する。

(20)東京高判平成26年10月20日 判例時報2253号26頁

平成26年(ネ)第2201号 国家賠償請求控訴事件(控訴棄却(確定))

Xは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(暴対法)に基づく指定を受けた暴力団Aから脱退しようとしていた。そうしたところ、Xは、甲府市内で自分名義の車両(以下、「本件車両」という。)を運転していた際にAの組員が運転する車両に衝突されるなど、脱退に対する妨害を受けたため、B警察署に保護を求めた。

B署警察官は、交通事故と暴力団脱退をめぐるトラブルがあることを認識して対応した。Xは、B署警察官において、Aの組員に対して暴対法に基づく中止命令を発出するなどの必要な保護をせず、Aの組長Cや事務局長Dとの面会をXに強要したほか、Xの承諾なく本件車両をAの組員に引き渡し、XがB署で休憩する際もAの組員が接触できないようにするための必要な措置を取らず、その結果、XはCやDから暴行や脅迫を受けて暴力団からの脱退を妨害されたり、本件車両内のX所有動産(修理用具一式やライター等)をAの組員に窃取されたりするなどの損害を被った旨主張し、Y(山梨県)に対し、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料100万円、前記窃取された動産(合計3万4500円)及び弁護士費用10万円の損害賠償請求をした。原判決は、後記のDとの最初の面会についての違法性を認め、請求を一部認容した(25万円:慰謝料20万円、弁護士費用5万円)。これに対し、Xが控訴したのが本件である。

本判決は、B署警察官の主観的な意図は、交通事故の相手方を特定し、物損事故か人身事故かの見通しを立てる端緒とするものであったとしても、Xの暴力団脱退を阻止しようとして本件事故を発生させた被疑者側の人物と考えていたA組員のDと、Dから危害を加えられることを恐れて面会を拒んでいたXを面会させることは、事柄の性質上、それ自体著しく不相当である、B署警察官が、暴力団からの保護を求めるXがDと対面した場合には、Aの組としての威力を背景とした威迫行為により脱退を妨害されることを予見できたのに、20分程度にもわたり執拗に説得し、Xの了解を得たものとしてDを事情聴取室に招き入れ面会(以下、「本件面会一」という。)をさせ、Xの意思決定の自由・身体の安全等が害され又は脅かされたものであり、(Xは、原審本人尋問においては、面会を承諾していないのに、いきなり事情聴取室に入ってきたと供述しているが、XがDに怯えていたわけでもなく、陳述書では「無理矢理に説き伏せた」と記載していたことからすれば、)Xが最終的には面会を受け入れた経過は認められるものの違法性を否定できない、その後、Xは組長Cと面会(以下、「本件面会二」という。)しているが、XはCと脱退問題について話し合いの上で解決したいと考え、会う約束をしていた事情があり、本件面会二でXはCから脱退許可を得たという事実関係からみると、本件面会二の不適切性の評価は減殺される面もないとはいえず、Xが強要されたと認めることはできない、さらに、XはDと署内で面会(以下、「本件面会三」と言う。)しているが、これは、Xが本件車両や携帯電話の返却を求めるために面会したものであり、Xが強要されたと認めることはできない、事故に遭った本件車両をB警察署に組員が搬送し、そのエンジンキーを組員に保有させたままにしたところ、B警察署から本件車両がA組員により持ち去られたことについては、当時の状況からすれば、直ちに本件車両を任意提出あるいは押収すべきであったとは認めがたく、警察官は、犯罪の捜査をするにあたって、令状による差押え(刑訴法218条1項)、領置(刑訴法221条)することが出来るのであるから、物の所有者、所持者、保管者との間で民法上の寄託契約を締結することは本来ありえないし、本件において、B署警察官が本件車両を適切に保管すべき注意義務を負う契約関係が生じたとみるべき事情はないと判示し、原審の判断を維持した。

【公法】

(21)最二判平成27年6月12日 最高裁HP

平成24年(行ヒ)第408号 所得税更正処分取消等請求事件(破棄自判)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/161/085161_hanrei.pdf

匿名組合契約に基づき匿名組合員が受ける利益の分配と所得区分の判断について、匿名組合契約に基づき匿名組合員が営業者から受ける利益の分配に係る所得は、当該契約において、匿名組合員に営業者の営む事業に係る重要な意思決定に参与するなどの権限が付与されており、匿名組合員が実質的に営業者と共同して事業を営む者としての地位を有するものと認められる場合には、当該事業の内容に従って事業所得又はその他の各種所得に該当し、それ以外の場

合には、当該事業の内容にかかわらず、その出資が匿名組合員自身の事業として行われているため事業所得となる場合を除き、雑所得に該当するものと解するのが相当であるとした上、「本件各申告のうち平成17年通達改正の前に旧通達に従ってされた平成15年分及び同16年分の各申告において、Aが、本件リース事業につき生じた損失のうち本件匿名組合契約に基づく同人への損失の分配として計上された金額を不動産所得に係る損失に該当するものとして申告し、他の各種所得との損益通算により上記の金額を税額の計算の基礎としていなかったことについて、真にAの責めに帰することのできない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお同人に過少申告加算税を賦課することは不当又は酷になるというのが相当であるから、国税通則法65条4項にいう「正当な理由」があるものというべきである。」として、匿名組合契約に基づき航空機のリース事業に出資をした匿名組合員が、当該契約に基づく損失の分配を不動産所得に係るものとして所得税の申告をしたことにつき、国税通則法65条4項にいう「正当な理由」があるとされた事例。

【社会法】

(22) 最二判 平成27年6月8日 最高裁HP

平成25年(受)第2430号 地位確認等請求反訴事件(破棄差戻)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/148/085148_hanrei.pdf

(裁判要旨)

労働者災害補償保険(以下、「労災保険」という。)法に基づく療養補償給付を受ける労働者が療養開始後3年を経過しても疾病等が治らない場合には、労働基準法75条による療養補償を受ける労働者が上記の状況にある場合と同様に、使用者は、当該労働者につき、同法81条の規定による打切補償(平均賃金の1200日分相当額)の支払をすることにより、解雇制限の除外事由を定める同法19条1項ただし書の適用によって、解雇することができる

(理由)

労災保険制度は、労働基準法により使用者が負う災害補償義務の存在を前提として、その補償負担の緩和を図りつつ被災した労働者の迅速かつ公正な保護を確保するため、使用者による災害補償に代わる保険給付を行う制度であるということができ、このような労災保険法に基づく保険給付の実質は、使用者の労働基準法上の災害補償義務を政府が保険給付の形式で行うものであると解するのが相当である(最高裁昭和50年(オ)第621号同52年10月25日第三小法廷判決・民集31巻6号836頁参照)。このように、労災保険法12条の8第1項1号から5号までに定める各保険給付は、これらに対応する労働基準法上の災害補償に代わるものといえることができる。

同法において使用者の義務とされている災害補償は、これに代わるものとしての労災保険法に基づく保険給付が行われている場合にはそれによって実質的に行われているものといえるので、使用者自らの負担により災害補償が行われている場合とこれに代わるものとしての同法に基づく保険給付が行われている場合とで、労働基準法19条1項ただし書の適用の有無につき取扱いを異にすべきものとはいえない。また、後者の場合には打切補償として相当額の支払がされても傷害又は疾病が治るまでの間は労災保険法に基づき必要な療養補償給付がされることなども勘案すれば、これらの場合につき同項ただし書の適用の有無につき異なる取扱いがされなければ労働者の利益につきその保護を欠くことになるものともいえない。

そうすると、労災保険法12条の8第1項1号の療養補償給付を受ける労働者は、解雇制限に関する労働基準法19条1項の適用に関しては、同項ただし書が打切補償の根拠規定として掲げる同法81条にいう同法75条の規定によって補償を受ける労働者に含まれるものとみるのが相当である。

(23) 福岡高判平成27年1月29日 判例時報2251号57頁

平成26年(ネ)第692号 損害賠償請求控訴事件 変更(上告受理申立て)

本件は、Y経営のA病院に勤務する看護師Xが他の大学病院での血液検査の結果によりHIV陽性と診断されたが、その情報を得たA病院の医師らから勤務を休むように指示されたため、右指示は違法であるなどとしてYに対し、損害賠償を請求した事案である。

一審は、本人の同意なく入手したHIV感染の情報に基づきXに勤務を休むように指示したことは違法な就労妨害にあたるとしてYの損害賠償責任を肯認し、115万円余(慰謝料100万円、弁護士費用10万円等)の請求を認容し、Yが控訴した。

本判決はYの責任を肯認した一審判決を相当としたが、損害についてはXがHIVの情報をYが共有することを事後承諾していることやXの退職やうつ病とYの不法行為との間に相当因果関係は認められないことを考慮して61万円余(慰謝料50万円、弁護士費用6万円等)に減額した。

(24)福岡地判平成26年10月1日 判例時報2251号99頁

平成24年(行ウ)第36号 遺族補償給付等不支給決定処分取消請求事件(認容(確定))

本件は、運送会社で比較的短距離の輸送を担当するトラック運転手Aが休憩時間中にトラックの車内において内因性疾患で急死したことについて、Aの内縁の妻Xが労働者災害補償保険法に基づき、療養補償給付、遺族補償給付及び葬祭料の支給を請求したところ労働基準監督署長から支給しない処分を受けたため、Xが各処分の取消を求めた事案である。本件の大きな争点は、Aの死亡が業務に起因するものか否かであったが、本判決は、Aの死亡前6ヶ月間における平均時間外労働時間数が、業務と発症との関連性が強いと評価できるとされる1ヶ月あたり平均80時間を超えていることや勤務時間帯の一部は深夜であること等からAの死亡には業務起因性が認められると判断し、本件各処分を取り消した。

【その他】

(25)名古屋高判平成27年2月26日 金法2019号94頁

平成25年(ネ)第957号 損害賠償請求控訴事件(原判決一部変更・控訴一部棄却)

X1は、弁護士に対し、訴外Aとの間の裁判上の和解に基づいて同人の財産に強制執行をすることについて委任し、同弁護士は、所属する弁護士会X2に対し、訴外A宛ての郵便物についての転居届の提出の有無、届出年月日、転居届記載の新住所(居所)および電話番号(本件照会事項)について、郵便事業を営む株式会社Yに弁護士法23条の2第2項に基づく照会(いわゆる「23条照会」)をするよう申出をし、弁護士会X2は、Yに対し、23条照会をしたが、Yは、当該照会に応じない旨の拒絶の回答をした。Xらは、上記拒絶が不法行為を構成すると主張し、Yに対し、それぞれ損害賠償を請求した。原判決は、Yが本件照会事項の全部について報告を拒絶したことには正当な理由を欠くところがあったが、Yに過失があるとまではいえないとして、Xらの請求をいずれも棄却したところ、Xらが控訴した。なお、控訴審において、弁護士会X2は、損害賠償請求を主位的請求として、請求を拡張したほか、Yにおいて本件23条照会に対する報告義務があることの確認請求を予備的請求として追加している。

本判決は、23条照会は、事件を適正に解決することにより国民の権利を実現するという公益を図る制度として理解されるべきであるから、照会先である公務所または公私の団体は照会をした弁護士会に対し報告をする公法上の義務を負うものと解されることを確認した上、報告を拒む正当な理由があるか否かについては、照会事項ごとに、これを報告することによって生ずる不利益と、報告を拒絶することによって犠牲となる権利を実現する利益との比較衡量により決められるべきであるとして、Yは、転居届に係る23条照会について、一律に報告しないとの方針を決定していたところ、同方針に基づいて、本件照会事項についても報告しなかったものであり、通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と報告を拒絶したと評価することができると判示した。その上で、X1の請求については、23条照会に対する報告がされることによって弁護士に対する依頼者が受ける利益については、その制度が適正に運用された結果もたらされる事実上の利益にすぎないというべきであるとして、これを否定したが、他方、X2の請求については、23条照会の権限を与えられた弁護士会が、その制度の適切な運用に向けて現実に力を注ぎ、国民の権利の実現という公益を図ってきたことからすれば、弁護士会が自ら照会をするのが適切であると判断した事項について、照会が実効性を持つ利益(報告義務が履行される利益)については、法的保護に値する利益であるというべきであるとして、本件における一切の事情を考慮すれば1万円の範囲で弁護士会X2の無形損害を認めるのが相当と判示した。

【紹介済判例】

最一判平成26年10月23日 判例時報2252号101頁

平成24年(受)第2231号 地位確認等請求事件(破棄差戻)

法務速報163号24番で紹介済

最三決平成26年11月4日 判例時報2253号23頁

平成26年(許)第15号 売却許可決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

法務速報163号13番で紹介済

最三決平成26年11月4日 判例タイムズ1411号63頁

平成26年(許)第15号 売却許可決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/608/084608_hanrei.pdf

法務速報163号13番で紹介済

最三判平成26年11月25日 判例時報2251号112頁

平成25年(あ)第510号 わいせつ電磁的記録等送信頒布,わいせつ電磁的記録有償頒布目的保管被告事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=84650

法務速報164号17番で紹介済

最二判平成26年12月12日 判例時報2251号35頁

平成24年(受)第2675号 相続預り金請求事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=84688

法務速報164号1番で紹介済

東京地判平成26年12月18日 判例時報2253号97頁

平成24年(ワ)第31523号 特許権侵害行為差止等請求事件(一部容認,一部棄却)

法務速報165号14番で紹介済

最一判平成27年1月15日 判例時報2251号28頁

平成26年(行ツ)第103号・同(行ヒ)108号 選挙無効請求事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=84765

法務速報165号20番で紹介済

最一判平成27年1月15日 判例タイムズ1411号54頁

平成26年(行ツ)第103号,平成26年(行ヒ)第108号 選挙無効請求事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/765/084765_hanrei.pdf

法務速報165号20番にて紹介済

最二決平成27年1月22日 判例時報2252号33頁

平成26年(許)第17号 間接強制決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

法務速報166号10番で紹介済

最二決平成27年1月22日 判例時報2252号33頁

平成26年(許)第26号 間接強制決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

法務速報166号9番で紹介済

東京高判平成27年1月26日 判例時報2251号47頁

平成26年(ネ)第1946号 損害賠償請求控訴事件 原判決取消・請求棄却(上告・上告受理申立て)

法務速報168号4番で紹介済

最二決平成27年2月3日 判例タイムズ1411号80頁

(第 事件)平成25年(あ)第1127号 住居侵入,強盗殺人被告事件(上告棄却),(第 事件)平成25年(あ)第1729号住居侵入,強盗強姦未遂,強盗致傷,強盗強姦,監禁,窃盗,窃盗未遂,強盗殺人,建造物侵入,現住建造物等放火,死体損壊被告事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/840/084840_hanrei.pdf

法務速報166号16番で紹介済(第 事件)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/839/084839_hanrei.pdf

法務速報166号17番で紹介済(第 事件)

最一判平成27年2月19日 判例タイムズ1411号67頁

平成25年(受)第1080号 損害賠償請求事件(破棄自判)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/873/084873_hanrei.pdf

法務速報167号8番で紹介済

最二決平成27年2月23日 判例時報2253号113頁

平成26年(す)第765号 裁判の執行に関する異議申立事件(棄却)

法務速報167号21番で紹介済

最二決平成27年2月23日 判例タイムズ1411号77頁

平成26年(す)第765号 裁判の執行に関する異議申立事件(申立棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/882/084882_hanrei.pdf

法務速報167号21番で紹介済

最二決平成27年2月24日 判例時報2252号109頁

平成27年(す)第109号・第118号 訴訟終了宣言の決定に対する不服申立事件(棄却)

法務速報167号22番で紹介済

最二決平成27年2月24日 判例タイムズ1411号75頁

平成27年(す)第109号,平成27年(す)第118号 訴訟終了宣言の決定に対する不服申立て事件(申立棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/885/084885_hanrei.pdf

法務速報167号22番で紹介済

最一決平成27年2月26日 判例時報2253号107頁

平成26年(受)1310号 懲戒処分無効確認等請求事件(破棄自判)

法務速報167号32番で紹介済

2. 平成27年(2015年)6月26日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 189 5

公職選挙法等の一部を改正する法律

・・・日本国憲法の改正手続に関し、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること、当分の間の特例措置として少年法等の適用の特例を設けること等を定めた法律。

・閣法 189 15

平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法

・・・平成32年に開催される東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置、基本方針の策定、国有財産の無償使用等の特別の措置を定めた法律。

・閣法 189 16

平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法

・・・平成31年に開催されるラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営に資するため、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等を定めた法律。

・閣法 189 17

株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律

・・・政府が保有する株式会社商工組合中央金庫の株式について目的の達成に与える影響等を踏まえつつ処分する措置を講ずること、中小規模の特定非営利活動法人への融資を中小企業信用保険の付保対象に追加すること等を定めた法律。

・閣法 189 25

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律

・・・九州旅客鉄道株式会社を旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の適用対象である会社から除外し、当分の間、日本国有鉄道の改革の経緯を踏まえた経営を行うことを確保するための措置を講ずることを定めた法律。

・閣法 189 26

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律

・・・客にダンスをさせる営業の一部を風俗営業から除外すること、風俗営業の営業時間の制限について条例により緩和することができる範囲を拡大すること等を定めた法律。

・閣法 189 27

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法

・・・海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対する支援、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大等を目的とする法人として、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構を設立することを定めた法律。

・閣法 189 28

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律

・・・医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、医療保険の保険給付の対象となる療養の範囲の適正化、患者の申出に基づき厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養を保険外併用療養費の支給の対象とすること等を定めた法律。

・閣法 189 29

電気事業法等の一部を改正する等の法律

・・・ガスを供給する事業者に係る経済産業大臣の登録制度の創設、熱供給事業者に対する供給義務及び料金規制の廃止、独立した立場から電力等の取引の監視等を行う新たな行政組織の創設等を定めた法律。

・閣法 189 33

防衛省設置法等の一部を改正する法律

・・・防衛装備庁の新設、技術研究本部及び装備施設本部の廃止、内部部局の所掌事務に関する規定の整備、自衛官定数の変更、航空自衛隊の航空総隊の改編等を定めた法律。

・閣法 189 36

水銀による環境の汚染の防止に関する法律

・・・特定の製造工程における水銀等の使用、水銀等を使用する方法による金の採取、特定の水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理の規制に関する措置を定めた法律。

・閣法 189 37

大気汚染防止法の一部を改正する法律

・・・水銀排出施設に係る届出制度の創設、水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者に対する排出基準の遵守の義務付け等を定めた法律。

・閣法 189 38

道路交通法の一部を改正する法律

・・・最近の交通情勢に鑑み、75歳以上の運転者に対する臨時的認知機能検査制度の導入、運転免許の種類としての準中型自動車免許の新設等を定めた法律。

・閣法 189 41

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律

・・・審判に著しい長期間を要する事件等を裁判員の参加する合議体で取り扱うべき事件から除外することを可能とする制度の導入、裁判員等選任手続における犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための規定の整備等を定めた法律。

・閣法 189 46

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律

・・・自動車の共通構造部の型式指定制度の創設、独立行政法人交通安全環境研究所を自動車検査独立行政法人に統合し、その名称を独立行政法人自動車技術総合機構に改めること等を定めた法律。

・閣法 189 48

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律

・・・国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所を国立研究開発法人海上技術安全研究所に統合し、その名称を国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所に改めること、独立行政法人航海訓練所の独立行政法人海技教育機構への統合、独立行政法人都市再生機構の業務の範囲の変更等を定めた法律。

・閣法 189 49

学校教育法等の一部を改正する法律

・・・小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度の創設、これに必要な教職員定数、教職員給与費及び施設費の負担並びに教員の免許等についての規定の整備、高等学校等の専攻科のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者が大学に編入学できる制度の創設等を定めた法律。

・閣法 189 51

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

・・・地方公共団体等の提案等を踏まえ、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを規定している関係法律を改正すること等を定めた法律。

・閣法 189 53

地域再生法の一部を改正する法律

・・・認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成、独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証、地域再生土地利用計画の作成等を定めた法律。

・閣法 189 56

金融商品取引法の一部を改正する法律

・・・適格機関投資家等特例業務を行う者について、一定の欠格事由、契約の概要及びリスクを説明するための書面の契約締結前の交付の義務付け等を定めた法律。

・閣法 189 62

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律

・・・郵便及び信書便に関する料金の届出手続の緩和、特定信書便役務の範囲の拡大、特定信書便役務に係る信書便約款の認可手続の簡素化等を定めた法律。

3.6月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

平野敦士 監修/村上博一 編著 中央経済社 260頁 3,672円
事業譲渡・会社分割による事業再生Q&A

中村慎二/生島隆男/中島浩斗 著 中央経済社 300頁 3,780円
改正会社法で変わるファイナンス・M&Aの実務

白井正和/仁科秀隆/岡 俊子 著 商事法務 340頁 4,320円
M&Aにおける第三者委員会の理論と実務

東京家事事件研究会 編 法曹会 436頁 4,850円
家事事件・人事訴訟事件の実務 家事事件手続法の趣旨を踏まえて

水野紀子/窪田充見 編集代表 日本加除出版 596頁 7,560円
財産管理の理論と実務

東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会 編 ぎょうせい 205頁 2,700円
弁護士専門研修講座 相続関係事件の実務 寄与分・特別受益、遺留分、税務処理

日本司法書士会連合会 編 民事法研究会 221頁 2,592円
未成年後見の実務 専門職後見人の立場から

4.6月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

大西健造 監修/馬場三紀子 編 新日本法規 310頁 3,996円
非正規社員をめぐるトラブル相談ハンドブック

介護事業法務研究会 編 日本加除出版 496頁 4,752円
Q&A高齢者施設・事業所の法律相談 介護現場の76問

小川英明/宗宮英俊/佐藤裕義 著 新日本法規 490頁 5,292円
事例からみる訴額算定の手引[三訂版]

黒田岳士/加納克利/松本博明 編著 商事法務 243頁 3,024円
逐条解説 平成26年11月改正 景品表示法 課徴金制度の解説

樋口範雄 著 弘文堂 376頁 4,104円
アメリカ法ベーシックス11 アメリカ涉外裁判法

5. 発刊書籍<解説>

「弁護士専門研修講座 相続関係事件の実務 寄与分・特別受益、遺留分、税務処理」
遺産分割の手続?スムーズかつ効果的に進めるための方策～、寄与分・特別受益の実際 調停委員から手続代理人への
お願い、相続関係事件に関する税務処理の留意点、遺留分 理論及び実務上の問題点 について、分かりやすく
解説されている。

「Q&A高齢者施設・事業所の法律相談 介護現場の76問」

高齢者福祉サービスの全体像、高齢者福祉サービスの内容(訪問介護サービス事業、介護施設サービス事業等)開業手
続の概要(社会福祉法人の設立)、利用契約締結上の注意事項、保証契約、運営上のポイント(利用者の身体拘束、医
療行為等)介護事故、判断能力の低下と成年後見制度など、幅広く介護の問題が解説されている。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。